

(別表) 地域福祉推進事業 補助対象事業 (平成27年4月1日適用)

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会

事業名	事業の内容	対象経費	補助基準額	条件
① 子育て世代間交流事業 (にじいろサロン) 事前協議および 計画書(様式第1号) の提出必須	三世代がお互いの顔を知り子育てを地域で支える風土を形成するための、三世代が交流するレクリエーションや地域子育て支援事業、交流事業等	・謝金・会議費 ・消耗品費・食糧費 ・印刷費・保険料 ・使用料 等	参加人数×400円とし、50,000円を上限とする 講師を招いての交流事業等を行った場合 : 謝金として3,000円を上限として加算	・必ず事前に担当者と協議を行い、計画書を提出すること ・地区内の三世代が参加すること ・地区の児童会、生徒会、育成会、保護者会が行う既存の事業でも、地区内の三世代が参加し、社協との共催事業であれば可とする ※保育園、小中学校、公民館、高齢者クラブ等の既存の事業、行事は除く
② ずくずくサロン	地域内の子どもやその親などを対象として、公民館等を利用して行う交流会食会をはじめ、レクリエーションや子育て相談などを取り入れた地域子育て支援事業	・謝金・会議費 ・消耗品費・印刷費 ・使用料・保険料 等	茶話会: 参加人数×100円 会食会: 参加人数×300円 講師を招いての相談事業等を行った場合 : 謝金として3,000円を上限として加算	・地区の児童会、生徒会、育成会、保護者会等が行う既存の事業は対象としない
③ いきいきサロン	地域内の高齢者・障害者などを対象として、公民館等を利用して行う交流会食会をはじめ、レクリエーションやリハビリテーション、相談事業などを取り入れたデイサービス事業	・謝金・会議費 ・消耗品費・印刷費 ・使用料・保険料 等	湯茶サービスのみ: 参加人数×100円 食事サービスあり: 参加人数×300円 講師を招いての相談事業等を行った場合 : 謝金として3,000円を上限として加算	・脳いきいき教室時に行う昼食会は対象としない
④ 福祉懇談会 // 講習会 // 講座	福祉に対する住民の関心を高めることや、住民の意見を集約することなどを目的として開催する懇談会およびボランティアの育成等を目的として開催する講習会や講座	・謝金・会議費 ・消耗品費・食糧費 ・印刷費・保険料 等	参加人数×100円 講師を招いての講習会等を行った場合 : 謝金として3,000円を上限として加算	・住民に広く呼びかけて開催するものであること

⑤災害時住民支え合いマップの作成、更新	災害時要援護者の情報と、災害が発生した際の避難支援者及び避難所等に関する情報を掲載した地図の作成、更新	・消耗品費・印刷費	10,000円を上限とする	・完成したマップは、一部提出すること
⑥広報紙の発行	地域の福祉課題や社協活動などを住民に周知啓発するための広報紙の発行	・会議費・消耗品費 ・印刷費 等	発行部数×20円	
⑦特認事業 事前協議および計画書(様式第1号)の提出必須	上記以外で、特に市社協会長が適当と認めたもの 例) ・住民ニーズ調査 ・マップを使った防災訓練 ・花壇づくり ・あったかご近所ネットに関わる交流会 等	会長が認めた経費	会長が認めた額 対象経費の7割までとし、30,000円を上限とする	・必ず事前に担当者と協議を行い、事前に申請書を提出すること
⑧あったかご近所ネット 事前協議および計画書(様式第4号)の提出必須	生活上のちょっとした困りごとを「お互いさま」の気持ちをもって隣近所で支え合う事業 例) ・ゴミだし ・草取り、草刈り ・雪かき ・見守り、声かけ 等	・会議費 ・印刷費 ・消耗品費 ・役員手当 等	年間50,000円を上限とした概算払いとする ただし、役員手当は20,000円を上限とする ボランティア保険は市社協で加入とする	・必ず事前および必要に応じて担当者と協議を行い、計画書(様式4号)、概算払い請求書(様式5号)を提出すること ・年度末に領収書を添付のうえ実績報告及び精算書(様式6号)を提出し、補助金残金を精算すること ・年に1回程度、支援対象者や支援者が交流する機会を設けること

<p>⑨あそび場発掘プロジェクト</p> <p>事前協議および計画書(様式第7号)の提出必須</p>	<p>地域内の子ども達が自由に遊べる「場所」をつくり、地域の人達が遊び相手や見守りを行う事業。異年齢の子ども同士が関わる中で、年上の子が年下の子の面倒を見るといった社会性が身に付く。遊び相手や見守りのできるボランティアの育成を行う事業 例) 地区公民館、公園等を開放し、子どもを見守る。夏休み等の期間限定でも良い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議費 ・印刷費 ・備品費 ・消耗品費 ・役員手当 等 	<p>年間50,000円を上限とした概算払いとする 週1回以上開催の場合 最大50,000円 月2回以上開催の場合 最大30,000円</p> <p>夏休み等の長期休暇のみ開催の場合 1日 1,000円</p> <p>年度途中の申請時は上限額を月割</p> <p>役員手当は1人3,000円を上限とし、金額は各 地域社協で定める ボランティア保険は市社協で負担する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず事前に担当者と協議を行い、概算払い請求書(様式5号)、年間計画書(様式7号)を提出すること ・年度末に領収書を添付し、実績報告書及び精算書(様式8.9号)を提出する。残金は精算する ・定期的に担当職員が訪問をする
--	--	--	--	---

<注>以下の事業は補助対象になりません

- (1) 他の団体等から補助金を受けている場合や伊那市社協から他の補助等がある場合
- (2) お見舞い品等の配布事業等、この補助金の趣旨に合わないもの
- (3) 役員での会合や、限られた出席者での催し
- (4) 公民館、育成会等、今まで他の団体等で行っていた事業
- (5) 運動会、納涼祭、文化祭等、区や町内会の事業と考えられるもの
- (6) 脳いきいき教室時の昼食会

<注>以下のものは補助対象経費としません(なお、補助金額は実際にかかった対象経費内とします)

- (1) 関係者が持ち寄った食材等に対する支出
- (2) 講話や体操指導、技能指導の講師への、謝金以外の謝礼的支出(お菓子や食事接待など)
- (3) 支払ったことのできる証明の添付(領収書や支払い証明書等)が無い場合
- (4) 社協が主催しない事業